

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人税(国税 12) 法人住民税・法人事業税(地方税(自動連動))(地方税8)
	② 上記以外の税目	事業所税
3	内容	《制度の概要》 理容師及び美容師養成施設(以下「養成施設」という。)において行う技芸の教授について、その教科課程のうち、通常課程(昼間課程及び夜間課程2年以上、通信課程3年以上)は非収益事業として法人税が非課税とされてきた。 平成 30 年 4 月より、理容師及び美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくなるよう、新たな教科課程として修得者課程(昼間課程及び夜間課程1年以上、通信課程 1.5 年以上)を創設し、通常課程と同様、非課税措置を講じたものである。 《関係条項》 法人税 (法人税法第2条第 13 号、法人税法施行令第5条第 30 号二、法人税法施行規則第8条第1号) 法人住民税 (地方税法第 25 条第1項及び第2項、地方税法施行令第7条の4) 法人事業税 (地方税法第 72 条の5第1項、地方税法施行令第 15 条)
4	担当部局	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年 11 月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和4年度
6	創設年度及び改正経緯	平成 31 年度に創設。 平成 30 年 4 月より、養成施設の新たな教科課程として、修得者課程を創設したため。
7	適用期間	平成 31 年度以降
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、養成施設における修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。 《政策目的の根拠》 規制改革実施計画(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 「理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくなるため、当該措置は有効である。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>年度末時点における修得者課程の設置数は以下のとおり。 平成30年度：143、令和元年度：176、令和2年度：189、令和3年度：194、令和4年度：206 ※理容師養成施設及び美容師養成施設には、それぞれ昼間課程、夜間課程及び通信課程の3つの養成課程があり、各養成課程に設置された修得者課程の合計数を計上している。</p>
		② 適用額	－（適用額については、開設主体や収益により異なるため、把握することは困難。）
		③ 減収額	－（適用額については、開設主体や収益により異なるため、把握することは困難。）
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 養成施設における修得者課程の設置数は、令和4年度末時点で、206であり、修得者課程を卒業し、理容師美容師国家試験に合格した者は2,648名となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 修得者課程を設置して以降、修得者課程を卒業した者が国家試験に2,648名合格しており、達成目標に寄与していると考えられる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくなる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	全国の養成施設に修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくなるためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措置を講ずることが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	理美容師法施行規則等の改正により、理容師または美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が修得者課程を履修する場合は、平成30年10月より試験の課目の一部が免除される。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	－
11	有識者の見解	－	
12	評価結果の反映の方向性	評価結果を踏まえ、当該措置を継続する。	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月	